

〔注〕昭和56年から改正経過を注記した。

改正

昭和45年9月30日条例第28号

昭和48年3月15日条例第11号

昭和48年10月1日条例第36号

昭和51年3月12日条例第10号

昭和56年10月5日条例第21号

昭和58年3月18日条例第4号

昭和62年3月12日条例第7号

平成元年3月16日条例第12号

平成4年10月8日条例第42号

平成7年12月1日条例第45号

平成9年12月1日条例第37号

平成10年12月1日条例第39号

平成11年12月1日条例第37号

平成15年12月19日条例第38号

平成16年7月2日条例第29号

平成16年10月25日条例第36号

平成22年3月10日条例第5号

平成24年10月30日東京都板橋区条例第34号

平成27年12月25日東京都板橋区条例第60号

平成28年10月21日東京都板橋区条例第37号

東京都板橋区立グリーンホール条例

題名改正〔昭和58年条例4号・平成16年29号〕

(設置)

第1条 産業及び文化の向上並びに区民の福祉増進に寄与することを目的として、東京都板橋区立グリーンホール（以下「グリーンホール」という。）を東京都板橋区栄町36番1号に設置する。

全部改正〔昭和58年条例4号〕、一部改正〔平成16年条例29号〕

第2条 削除

削除〔昭和58年条例4号〕

(事業)

第3条 グリーンホールは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) グリーンホールの施設の利用公開
- (2) 前号に掲げるもののほか区長が必要と認める事業

一部改正〔昭和58年条例4号・平成4年42号・10年39号・16年29号〕

(施設)

第4条 グリーンホールには、次の施設を設ける。

- (1) ホール
- (2) 会議室

全部改正〔昭和58年条例4号〕、一部改正〔平成4年条例42号・10年39号・16年29号〕

(休業日)

第5条 グリーンホールの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 1月1日から同月3日まで。
- (2) 12月29日から同月31日まで。

一部改正〔昭和58年条例4号・平成16年29号・22年5号〕

(利用時間)

第6条 グリーンホールの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 グリーンホールの利用は、別表に定める各利用区分による。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は次の各号に掲げる利用区分につき、当該各号に定めるところにより繰り上げ、若しくは繰り下げることができる。

- (1) 開始時刻が午前9時の利用区分 60分の繰り上げ
- (2) 開始時刻が午前9時以外の利用区分 30分の繰り上げ
- (3) 終了時刻が午後9時30分の利用区分 90分の繰り下げ

全部改正〔平成9年条例37号〕、一部改正〔平成11年条例37号・16年29号・22年5号〕

(利用の手続等)

第7条 グリーンホールの施設（付帯設備を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、板橋区

規則（以下「区規則」という。）で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) グリーンホールの施設をき損するおそれがあると認められたとき。
- (3) グリーンホールの管理上支障があると認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

一部改正〔昭和58年条例4号・平成11年37号・16年29号・22年5号〕

(使用料)

第8条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項のほか、付帯設備の利用の承認を受けた者は、付帯設備の1利用単位につき1万円の範囲内で区規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔平成16年条例36号・22年5号〕

(使用料の減免)

第9条 区長は、特別の事情があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成22年条例5号〕

(利用権の譲渡禁止)

第10条 利用者は、グリーンホールの施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔昭和58年条例4号・平成16年29号・22年5号〕

(設備の変更等の禁止)

第11条 利用者は、グリーンホールに特別の設備をし、又は変更を加え、若しくは付帯設備を用途目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

一部改正〔昭和58年条例4号・平成16年29号・22年5号〕

(利用承認の取消等)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、利用の承認を取り消し、又は利用の制限

若しくは停止をすることができる。

- (1) 第7条第2項第1号又は第2号の各号のいずれかに該当すると認められるにいたつたとき。
- (2) 利用の目的に反する行為があつたとき。
- (3) この条例（条例の委任に基づく区規則を含む。）の規定又は区長の指示に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故によりグリーンホールの施設の利用ができなくなつたとき。
- (5) 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。

一部改正〔昭和58年条例4号・平成16年29号・22年5号〕

（原状回復の義務）

第13条 利用者は、利用を終了したときは、使用した設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときもまた同様とする。

一部改正〔平成22年条例5号〕

（損害賠償の義務）

第14条 利用者は、グリーンホールの利用に際し、その責に帰すべき理由によりその施設に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔昭和58年条例4号・平成16年29号・22年5号〕

（指定管理者による管理）

第15条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、グリーンホールの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 第5条ただし書の規定により、区長の承認を得て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めること。
- (3) 第6条第3項の規定により、区長の承認を得て、利用時間を変更すること。
- (4) 第7条の規定により、グリーンホールの施設の利用を承認し、又は承認しないこと。
- (5) 第12条の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止すること。
- (6) グリーンホールの施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、グリーンホールの管理運営に関し区長が必要と認める業務

追加〔平成22年条例5号〕

（指定管理者の指定）

第16条 区長は、区規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により、最も適当と認める法人等を指定管理者に指定する。

(1) グリーンホールの効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。

(2) グリーンホールの管理運営を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有すること。

(3) 利用者の平等な利用が確保できること。

追加〔平成22年条例5号〕

(指定等の公表)

第17条 区長は、次に掲げる場合には、速やかにその旨を告示するものとする。

(1) 前条の規定により、指定管理者を指定したとき。

(2) 第19条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めてその管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

追加〔平成22年条例5号〕

(指定管理者による管理の基準等)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、グリーンホールの管理に関する業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び区規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(2) 利用者に対し、適切なサービスの提供を行うこと。

(3) グリーンホールの施設の維持管理を適切に行うこと。

(4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 区長は、グリーンホールの管理に関し必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

追加〔平成22年条例5号〕

(指定の取消し等)

第19条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が、第16条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。
- (3) 指定管理者が、前条第1項に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者によるグリーンホールの管理運営を継続することが適当でないとき。

追加〔平成22年条例5号〕

(利用料金)

第20条 利用者は、指定管理者にグリーンホールの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第8条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。
- 3 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 4 指定管理者は、区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、区長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成22年条例5号〕

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

一部改正〔平成22年条例5号〕

付 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則（昭和45年9月30日条例第28号）

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

付 則（昭和48年3月15日条例第11号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（昭和48年10月1日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年3月12日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和56年10月5日条例第21号）

- 1 この条例は、昭和56年12月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和58年3月18日条例第4号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都板橋区立産業文化会館条例第7条第1項の規定によりホール又は集会室の利用承認を受けている者は、この条例による改正後の東京都板橋区立産文ホール条例第7条第1項の規定によりホール又は集会室の利用承認を受けた者とみなす。

付 則（昭和62年3月12日条例第7号）

この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。

（昭和62年3月東京都板橋区規則第20号で、同62年4月1日から施行）

付 則（平成元年3月16日条例第12号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成4年10月8日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例中、第1条の規定は平成4年12月1日から、第2条、次項、付則第3項及び第4項の規定は、平成5年4月1日から施行する。

（東京都板橋区生活館条例の廃止）

- 2 東京都板橋区生活館条例（昭和40年板橋区条例第13号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 平成5年4月1日において、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成5年4月1日以降の利用に係る使用料については、この条例による改正前の東京都板橋区立産文ホール条例別表備考第1号の規定は、適用しない。

付 則（平成7年12月1日条例第45号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成9年12月1日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立産文ホール条例第6条第3項及び別表1の表備考第4号の規定は、平成10年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

付 則（平成10年12月1日条例第39号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立産文ホール条例の規定は、平成11年4月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

付 則（平成11年12月1日条例第37号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成15年12月19日条例第38号）

- 1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立産文ホール条例別表に規定する施設に係る利用の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成16年7月2日条例第29号）

- 1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に東京都板橋区立産文ホール条例の一部を改正する条例（平成15年板橋区条例第38号）付則第2項の規定により行われた施行日以後の利用に係る施設の利用の手続その他の準備行為は、この条例による改正後の東京都板橋区立グリーンホール条例の相当規定により行われたものとみなす。
- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成16年10月25日条例第36号）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成22年3月10日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年10月30日東京都板橋区条例第34号）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「（第6条・第8条関係）」を「（第6条・第8条・第20条関係）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立グリーンホール条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、平成25年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立グリーンホールの管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、施行日前に受理された利用申請に係る使用料及び基準日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成27年12月25日東京都板橋区条例第60号）

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則（平成28年10月21日東京都板橋区条例第37号）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立グリーンホール条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、平成29年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立グリーンホールの管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第6条・第8条・第20条関係）

利用区分	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
------	----	----	-------	----	-------	----

施設	(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後4時30分まで)	(午前9時から午後4時30分まで)	(午後5時から午後9時30分まで)	(午後1時から午後9時30分まで)	(午前9時から午後9時30分まで)
1階ホール	8,900 円	15,800 円	23,000 円	18,500 円	32,400 円	39,900 円
2階ホール	12,100 円	22,000 円	31,600 円	25,500 円	44,900 円	55,300 円
101会議室	1,200 円	2,400 円	3,300 円	2,900 円	5,000 円	6,000 円
401会議室	760 円	1,500 円	2,200 円	1,900 円	3,100 円	3,700 円
402会議室	1,700 円	3,300 円	4,600 円	3,900 円	6,800 円	8,400 円
403会議室	1,300 円	2,400 円	3,300 円	2,900 円	5,000 円	6,000 円
404会議室	820 円	1,700 円	2,300 円	2,000 円	3,300 円	4,000 円
501会議室	780 円	1,600 円	2,200 円	1,900 円	3,200 円	3,900 円
502会議室	880 円	1,800 円	2,500 円	2,200 円	3,700 円	4,400 円
503会議室	1,400 円	2,600 円	3,500 円	3,100 円	5,300 円	6,400 円
504会議室	2,100 円	4,200 円	6,000 円	4,900 円	8,600 円	10,500 円
601会議室	5,000 円	9,300 円	13,400 円	11,100 円	19,200 円	23,800 円

701会議室	4,900	8,900	12,900	10,600	18,400	22,900
	円	円	円	円	円	円

備考

- 1 1階ホール又は2階ホールを催物の開催準備又は終了後の整理のため利用する場合の使用料は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）の4割相当額とする。
 - 2 入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収して利用する場合又は営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為（以下「営利行為」という。）を主な目的として利用する場合の使用料は、次に掲げる額とする。ただし、区規則で定める事由に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 入場料を徴収して利用する場合は、規定使用料（前号の規定による場合は、その定めるところにより算定した使用料。以下この号において同じ。）の5割増相当額
 - (2) 営利行為を主な目的として、主に1階ホール、2階ホール、601会議室又は701会議室を利用する場合は、規定使用料の5割増相当額
 - (3) 営利行為を主な目的として、主に1階ホール、2階ホール、601会議室及び701会議室以外の施設を利用する場合は、規定使用料の10割増相当額
 - (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる場合の2以上に該当する場合は、その定めるところにより算定した額のうち最も高い額
 - 3 利用区分の開始時刻を繰り上げて利用する場合又は終了時刻を繰り下げて利用する場合の使用料は、30分につき、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める利用区分の規定使用料（前2号の規定による場合は、その定めるところにより算定した使用料）の2割相当額を加えた額とする。
 - (1) 午前9時の開始時刻の繰上げ 午前
 - (2) 午後1時の開始時刻の繰上げ 午後
 - (3) 午後5時30分の開始時刻の繰上げ又は午後9時30分の終了時刻の繰下げ 夜間
- 全部改正〔平成4年条例42号〕、一部改正〔平成7年条例45号・9年37号・10年39号・11年37号・15年38号・16年36号・22年5号・24年34号・28年37号〕